

早稲田大学大学院社会科学部

# 早稲田大学審査学位論文（博士）の要旨

学位名称	博士（社会科学）
申請者氏名	宮下 大夢
専攻・研究指導	地球社会論専攻 国際協力・平和構築論研究指導
論文題目	大量虐殺の予防に関する研究 A Study of Mass Atrocity Prevention
論文副題	東南アジアにおける「保護する責任」規範の現地化 Norm Localization of the Responsibility to Protect in Southeast Asia

2019年1月24日

宮下大夢

大量虐殺の予防に関する研究

—東南アジアにおける「保護する責任」規範の現地化—

## I. 本論文の主題

本論文の大きな主題は「国家主権と人権の相克」である。国際関係論は二つの世界大戦で多くの無辜の人びとが戦火の巻き添えになり犠牲になったことが学問設立の背景であるといっても過言ではない。しかしながら他方で、主権国家間の内政不干涉原則が歴然と存在することで、依然として大量虐殺の犠牲者が続いている。このような主権国家の不可侵を前提にする国際社会のなかで、軍事介入を前提にした他国の被害者救済は非常に困難である一方で、いかに内政不干涉原則の壁を越えた人命保護が可能であるのかを本論文で考える。この主題こそが執筆者の最大の研究テーマといえよう。

このような状況下で、筆者が注目した概念は、「人命保護を目的とする軍事介入の実施原則の規定」を謳った2001年の「介入と国家主権に関する国際委員会（ICISS）」の枠組みであった。ICISSでは、大量虐殺の予防や対応を国際社会の責任とする「保護する責任（R2P）」を打ち出し、従来の内政不干涉原則を越える主権の再定義を国連中心で議論する。結果として、05年には国連総会首脳会合において全会一致で承認され、残虐行為（ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪、民族浄化など）から人々を救済する「保護する責任」が国際社会にあることが認められたのである。

次に、筆者は東南アジアにおける「保護する責任」規範の議論や実践の動態（norm dynamics）、すなわち「保護する責任」に関する議論や実践の進展について考察する。同地域の東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）、ASEAN各国政府、市民社会・NGOの3つのアクターに焦点を当て、東南アジアの文脈に沿った「保護する責任」規範の現地化（norm localization）の進展を明らかにする。

なお、東南アジア地域を研究対象とする理由は、東南アジアが非西欧世界の縮図ともいえる多様性に満ちた地域であること、政治体制も民主主義体制から権威主義体制まで多様であること、他方で内政不干涉原則を重視するASEANという地域機構が50年以上も存在し、地域協力や秩序構築において一定の役割を

果たしてきた点に注目したからである。そのうえで、内政不干渉原則との緊張関係にある「保護する責任」規範を東南アジアのアクターがどのように受け入れ、取り組んでいるかを問う。そして、この分析と考察が、他の地域における応用性を有する重要な意義を持つと述べる。

さらに、東南アジアでは未曾有の難民流出となっているミャンマーのロヒンギャ問題に直面している。ミャンマー軍によるロヒンギャに対する迫害が「保護する責任」の対象事態である「民族浄化」や「ジェノサイド」に該当するのではないかと指摘する。最後に、1967年に設立したASEANの中核的原則が内政不干渉原則、いわゆるASEAN Wayである点で、先行研究では「保護する責任」との対立関係が強調されてきた。しかし、本論文では「保護する責任」が西欧に淵源を持つ規範とはいえ、東南アジアの文脈でも「保護する責任」の普遍化は可能ではないかという問題意識を持っている。換言すれば、東南アジアでは依然として「保護する責任」の対象事態である残虐犯罪が発生する可能性が高く、「保護する責任」規範の現地化に該当する現象が観察される地域である点で、同規範の普遍化の必要な地域であると考え、それゆえに研究対象地域として選択したのである。

上記の通り、本論文は東南アジア地域を研究対象に「大量虐殺の予防ガバナンス」を構築する上で「保護する責任」規範の現地化に着目した論文である。本論論文は国際関係論におけるコンストラクティビズムやグローバル・ガバナンスを主な分析視角として用いている。これらの分析枠組みを用い、かつ東南アジアの文脈でいかに「保護する責任」規範の普遍化が可能かを問い、また軍事介入を前提とした従来の「保護する責任」論ではなく、内政不干渉原則を前提とする東南アジア地域での大量虐殺への予防に対する取り組みに注目した。その点で、人権や平和を希求する国際関係論研究への学問的蓄積に寄与する意義は大きいものと考えられる。

## II. 本論文の構成

目次

主要略語一覧

序章

- 第1節 問題背景
- 第2節 先行研究の整理
- 第3節 本論文の目的
- 第4節 本論文の分析枠組み
- 第5節 本論文の位置づけと意義
- 第6節 本論文の構成

## 第1部 「保護する責任」と国際秩序

### 第1章 「保護する責任」概念の発展

はじめに

#### 第1節 国家主権と人権の相克

#### 第2節 「保護する責任」概念の誕生と変遷

第1項 ICISSによる提唱から国連総会での承認へ

第2項 国連事務総長による「保護する責任」概念の編集と説得

第3項 軍事介入の原則に関する提案

第4項 拒否権の制限に関する提案

①拒否権の制限に関する議論の変遷

②「保護する責任」と拒否権の制限

#### 第3節 「保護する責任」概念の活用と派生

第1項 国連における「保護する責任」概念の活用

第2項 保護する責任担当官

第3項 残虐犯罪の予防のための分析枠組み

#### 第4節 保護する責任と関連規範の整理

#### 第5節 小括

### 第2章 「保護する責任」の問題と課題

はじめに

#### 第1節 人道的介入の正当性をめぐる問題

第1項 リアリズム

①ネオリアリズム

②古典的リアリズム

第2項 リベラリズム

①国家中心的道義主義

②世界市民主義

第3項 英国学派

①連帯主義

②多元主義

#### 第2節 強制的な軍事介入（第3の柱）の構造的課題

第1項 不純な動機の問題

第2項 反実仮想の問題

第3項 明白な損害の問題

第4項 終末状態の問題

第5項 非一貫性の問題  
第3節 小括

第2部 東南アジア地域における「保護する責任」規範の動態

第3章 「保護する責任」と ASEAN

はじめに

第1節 ASEANにおける人権

第1項 内政不干渉原則と人権の「アジア的価値」

第2項 自由主義的な価値規範の導入

第3項 市民社会による「下からの地域主義」

第2節 ASEANによる人権の取り組み

第1項 ASEAN憲章の制定と AICHR の設立

第2項 AICHR の問題点

第3項 AICHR『委託事項』再検討過程における市民社会の取り組み

第3節 「保護する責任」の履行における ASEAN の役割

第4節 小括

第4章 「保護する責任」の言説上の伝播

はじめに

第1節 ASEAN各国政府の言説分析（2005年～2009年）

第2節 ASEAN各国政府の言説分析（2010年～2017年）

第1項 支持国

①インドネシア

②シンガポール

第2項 部分的支持国

①カンボジア

②タイ

③フィリピン・ベトナム

第3項 懐疑国

①マレーシア

②ミャンマー

第3節 小括

第5章 「保護する責任」の制度化

はじめに

- 第1節 「保護する責任」に関連する規範や制度の状況
- 第2節 カンボジアによる「保護する責任担当官」の設置
- 第3節 制度化の要因に関する考察
  - 第1項 大量虐殺の経験国としてのアイデンティティ
  - 第2項 現地アクターによる「保護する責任」の修正と説得
    - ①東南アジアの保護する責任に関するハイレベル諮問委員会
    - ②カンボジア平和協力研究所
  - 第3項 経済的要因の検討
- 第4節 規範の現地化と実効性の問題
- 第5節 小括

## 第6章 「保護する責任」の実践

はじめに

- 第1節 ロヒンギャ問題と国際社会
  - 第1項 ロヒンギャ問題の概要
  - 第2項 国際社会の対応とミャンマー政府の反発
- 第2節 ミャンマー政府の対応と限界
- 第3節 インドネシアによる「保護する責任」第2の柱の実践
  - 第1項 インドネシアによる外交努力の要因
  - 第2項 ASEAN議長声明の発表と人道支援の実施へ
- 第4節 小括

## 終章

- 第1節 総括
- 第2節 今後の課題

## 参考文献一覧

拙稿・初出論文一覧

資料 『東南アジアにおける保護する責任の最優先化』（抄訳）

謝辞

## Ⅲ. 本論文の概要

### 序章

序章は第6節から構成されている。第1節の問題背景では、3点指摘する。第1に、大きなテーマとして「国家主権と人権の相克」の問題をあげる。第2次世界大戦終結以降、世界人権宣言や国際人権規約の採択に象徴されるように、「人

権の国際化」が進展した。にもかかわらず、2001年までに少なくとも1,200万人から2,200万人が大量虐殺の犠牲になっている。要するに、内政不干渉原則と国家優先の平和共存体制のなかで、国際社会が軍事介入をしてまで他国の人々を救済することは困難であったとの背景を指摘する。

第2に、大量虐殺の問題に取り組むための新たな規範概念の登場を述べる。本論文の中心的な概念となる「保護する責任」(Responsibility to Protect: R2P)の展開である。要するに、大量虐殺のような深刻な人道危機や著しい人権侵害が発生した場合には、人命保護のための軍事介入も含む国家主権に対する人道的介入が争点となっていくのである。「保護する責任」とは大量虐殺の予防や対応に関する枠組みとして、国連を中心に規範形成が試みられてきた概念である。

「保護する責任」は原則として不可侵のものと捉えられてきた主権概念を再定義し、また人命保護を目的とする軍事介入の実施原則を規定する概念で、2001年に「介入と国家主権に関する国際委員会 (International Commission on Intervention and State Sovereignty: ICISS)」によって提唱された。

「保護する責任」は2005年の国連総会首脳会合においてコンセンサス(全会一致)で承認され、残虐犯罪(atrocity crimes)と総称されるジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪、民族浄化から人々を保護するための行動を国家と国際社会に要請する概念として定式化された。とはいえ、新興国や発展途上国の多くは「保護する責任」=軍事介入との懸念を示し、内政不干渉原則を最優先とする考え方が維持されていく。

第3に、「保護する責任」の目的が大量虐殺の予防である点を指摘する。ただその一方で、「保護する責任」を誰がどのように履行するのかについての完全な理解と合意が得られたわけではない点を確認する。最終手段として欧米諸国が実施する強制的な軍事介入と異なる非西欧的な取り組みを有する東南アジア地域を研究対象にして、地域機構のASEAN、ASEAN各国政府、市民社会・NGOの3つのアクターから、同地域の「保護する責任」について検証、考察を行っている。

次の第2節では先行研究の整理を行なっている。「保護する責任」を扱う先行研究を2つに大別する。まず、政策的概念としての「保護する責任」の意義や問題を考察するものである。すなわち、国際秩序、グローバル・ガバナンス、多国間主義などの観点から、「保護する責任」の概念や軍事介入に関する理論的または実証的な研究を分析する方法である。これらの研究は概して「保護する責任」の強制的・軍事的側面に関心が集中している点を指摘する。次の先行研究は、国際規範としての「保護する責任」の誕生や発展について分析するもので、定着した規範としてではなく「規範的概念(規範的主張を含むアイデア)」として理解するのが妥当であるという考え方である。

「保護する責任」に関する国際規範の先行研究は主にコンストラクティビズム（社会構成主義）の分析枠組みを用いて、「保護する責任」の形成過程や伝播過程の分析を行うものが数多い。コンストラクティビズムとは国際関係のアクターに影響を与える、理念（アイディア）、規範、知識、文化、言説といった観念的要素の役割に着目する分析枠組みである。ただ一方で、これまでの「保護する責任」の伝播の進展に関する研究はそれぞれ異なる評価が多い。

第3節では本論文の目的が述べられている。植民地支配を経験した発展途上国や新興国を中心に「保護する責任」に懐疑的な国家は依然として数多く存在する。それを前提に、東南アジア地域を事例に「保護する責任」に関する議論や実践の進展を考察する。なぜならば、現在東南アジア地域では「保護する責任」の対象事態であるロヒンギャ問題をはじめ大量虐殺が発生しかねない様々な紛争や暴力が存在する一方で、依然として内政不干渉原則を重視する主権国家の集合体であるASEANが機能しているからである。

スリン・ピッスワン元ASEAN事務総長らが東南アジアで「保護する責任」を最優先課題とする「東南アジアの保護する責任に関するハイレベル諮問委員会（HLAP）」報告書を2014年に出している。ASEAN内でも大量虐殺から人々を保護する必要性に反対する国家はほとんど存在しない。しかしながら他方で、最終手段として欧米諸国による強制的な軍事介入が許容されていることに鑑みて、同報告書の出された意義を指摘する。要するに「保護する責任」の非強制的・非軍事的な側面は広範な支持を得られているが、軍事介入の実施主体ではない非西欧地域のアクターを含め、国際社会の多様なアクターが多様な手段を用いて軍事介入に至る前の予防に取り組むことが重要であると述べているからである。

第4節では本論文の分析枠組みとして、コンストラクティビズムの理論を基本に「保護する責任」規範の考察を行う。また、フィネモアとシキンクが提唱した「規範のライフサイクル」モデルとアマタフ・アチャリアの「規範の現地化」の二つの枠組みを利用して、既存の規範に対する新たな規範の導入を行う際の軌轍を議論する。新規の規範を制度化するためには、現地アクターが「フレーミング」「接ぎ木」「剪定」などの過程を通じて、現地の信念や実践に即して修正が行われ、当該規範が現地化されるという考え方を援用した。ただ、規範伝播を包括的に捉えることで生ずる欠点を補う意味で、「規範伝播の結果」に関するリスベット・ジマーマンの研究と、「保護する責任」の受容度を測る指標を考えたグレゴア・ホフマンの研究なども参考にしている。

また、東南アジアにおける「保護する責任」の主要な履行主体として、地域機構としてのASEAN、ASEAN各国政府、市民社会やNGOの三者を取り上げて分析している。このような多様なアクターの多様な手段を用いて「虐殺行為の予防」



を目指していることからグローバル・ガバナンスの視角を重視する。

第 5 節では、本論文の位置づけと意義を述べている。国際関係論におけるコンストラクティビズムやグローバル・ガバナンスを主な分析枠組みとして依拠し、西欧社会に淵源する「保護する責任」規範を、東南アジア・ASEAN の文脈に沿った規範の現地化を進展させ、さらに「大量虐殺の予防ガバナンス」に着目した独創性を有している点を強調する。以下第 6 節として、本論文の構成を述べる。

## 第 1 部 『保護する責任』と国際秩序

### 第 1 章 『保護する責任』概念の発展

第 1 章は 5 節で構成されている。第 1 節では、「国家主権と人権の相克」という本論文の大きなテーマを確認する。冷戦終結後に従来为国家間紛争から国内紛争や局地紛争へ移行すると同時に、ジェノサイドや民族浄化といった深刻な人権侵害に直面する。それを踏まえ、90 年代後半から「人道的介入」の正当性が問われるようになった。その契機となった 94 年のルワンダ大量虐殺と 95 年のボスニアのスレブレニツァ大量虐殺は国際社会の不関与が問題化されることになった。また、99 年のコソボ危機に対する安保理の機能不全で「非合法だが正当化」された NATO の軍事介入も大きな論争を引き起こした。当時の国連事務総長コフィ・アナンは、2000 年の国連ミレニアム・サミットで「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」からなる「人間の安全保障」の重要性を強調する。特に前者において軍事的介入は最後の選択肢と位置づけるも、大量虐殺を防ぐ意味で「人道的介入」の必要性は否定されなかった。

第 2 節では「保護する責任」概念の誕生と変遷を述べる。同概念はアナン事務総長の要請に応じて「人間の安全保障」を外交政策に掲げるカナダ政府主導で進む。2000 年 9 月に「介入と国家主権に関する国際委員会：ICISS」が世界 11 カ所で地域会合を持った。政府関係者、国際機関関係者、NGO 関係者、研究機関関係者などの多様なアクターの意見聴取が行われ、01 年 12 月に最終報告書『保護する責任』を公表し、人道的介入に代わる「保護する責任」概念を提唱することになった。つまり、国連憲章が定める武力行使禁止原則および内政不干涉原則との整合性や、安保理決議に基づかない軍事介入が許容されないことを明確にした。そして、05 年の国連総会首脳会議で、国際的普遍的課題として承認された。

ICISS 報告書では、「保護する責任」には「予防する責任」「対処する責任」「再建する責任」の三つの責任を明示する。加害者への攻撃という狭義の対処に依拠する人道的介入とは異なり、予防から再建までの広義のアプローチに基づく。「対処する責任」では深刻な事態回避で軍事的介入を想定はしているものの、

あくまでも最後の手段であり、安易な軍事介入を抑制している。まず主権国家は領域内の人々の保護において第一義的責任を負うことを大前提に、万一当該国家が責任を果たす意思や能力が欠如している場合において、国際的な「保護する責任」が内政不干涉原則に優先されるという考え方である。

09年に潘基文国連事務総長は「保護する責任」を実施に移すために、第1の柱「国家による保護の責任」、第2の柱「国際的な支援と能力構築」、第3の柱「時宜に適う断固とした対応」の「3つの柱」を提唱した。潘事務総長は3つの柱を通じて、軍事介入ではなく予防的・非軍事的な手段の重要性を重視し、強制的な軍事介入の問題を相対化させるという政治的意図を背景に、「保護する責任」への支持を集めようと考えた。

第3節では、「保護する責任」概念の活用と派生を論じる。安保理では06年から18年4月までに「保護する責任」に言及する決議が68回採択されている。09以降に採択は増大するが、「保護する責任」での議論を通じて「保護する責任担当官」の設置が制度化された。このポジションは各国の政府高官が対応している。ちなみにASEAN諸国では唯一カンボジアが16年に設置している。また、非国家アクターで国境を越えたネットワーク「虐殺予防のためのアジア太平洋パートナーシップ：APPAP」がアジア太平洋地域の10カ国14組織で16年11月に設立された。

第4節では「保護する責任」の第1の柱と第2の柱は「人間の安全保障」や「文民の保護」の概念と重複する部分が多いことを指摘する。最後に第5節の小括では、改めて第1と第2の柱が非強制的・非軍事的側面を強調する点から、欧米諸国のみならず新興国や発展途上国から広範な支持を得ていることを述べる一方で、強制的な軍事介入を最終手段として許容する第3の柱は様々な問題点が指摘されており、懐疑的な国家が多く存在することも述べられている。

## 第2章「保護する責任」の問題と課題

第2章は2節から構成される。第1節では3つの代表的な国際関係理論における人道的介入の正当性に関して、各理論の言説を通じて整理する。人道的な考慮と国益の追求が両立しないことを前提にすると、リアリストは人道的介入に否定的である。それに対して、リベラリストは正義や人権といった道義的側面を強調する観点から人道的介入を積極的に支持する傾向にあるという。また、英国学派の視点も含めて、人道的介入の正当性をめぐる問題を整理した。

第2節では、ローランド・パリスが指摘した第3の柱の強制的な軍事介入をめぐる問題を前提に、強制的な軍事介入が最終手段であることを踏まえつつ、むしろ予防の観点から非強制的・非軍事的な手段を重視する。特にこれらの手段の実施主体として非国家体を含む多様なアクターの役割に注目するべきであ

るとする。換言すれば、第1と第2の柱の手段を用いて大量虐殺の予防に取り組むことの重要性を訴えている。

## 第2部 東南アジア地域における「保護する責任」規範の動態

第2部を構成する第3章、第4章、第5章、第6章では、東南アジアにおける「保護する責任」規範の現地化に関連する現象を検証している。

### 第3章 「保護する責任」と ASEAN

第3章は4節で構成されている。本章では ASEAN の原則や制度に着目して「保護する責任」の履行における地域機構としての ASEAN の役割を考察する。まず、先行研究では“ASEAN Way”の核心である内政不干涉原則が「保護する責任」規範に対する制約条件とみなす。それゆえに、欧米諸国と比べると ASEAN が同規範の実現から遅れているとの指摘を紹介する。しかし、設立以来欧米の地域機関とは異なり、ASEAN では内政不干涉原則の壁を越える問題解決はもともと困難であることを指摘する。その前提を踏まえて、2014年以降に内政不干涉原則を重視する ASEAN の文脈に沿った形で、「保護する責任」の在り方がどのように変化していくのかを検討する。

第4章は3節構成になっている。まず先行研究の議論を整理した上で、2010年以降の「保護する責任」に関する ASEAN 各国政府の「言説上の特徴」を分析する。その結果、ASEAN 加盟国の多くが「保護する責任」を支持する発言を増やしている一方で、実はほとんどが制度上の変化を伴わない言説上の支持にとどまっている点を指摘する。ただ、16年に ASEAN 加盟国で初めてカンボジアが「保護する責任担当官」を設置し、制度上の変化がみられたことを指摘する。

第5章は5節構成になっている。まず前章で制度上の変化として注目したカンボジアの「保護する責任担当官」の設置を促した要因を分析する。その結果、次の2つの要因が明らかになった。第1の要因は、過去のポル・ポトによる大量虐殺に直面した経験国家としてのアイデンティティの影響である。第2の要因は、国内に非政府系シンクタンク「カンボジア平和協力研究所」が豪州の支援を得て設立されたことの影響である。現地の規範起業家である市民社会組織による「保護する責任」概念の修正と説得が大きな影響を及ぼした点を指摘する。

第6章は4節で構成されている。ASEAN 域内で喫緊の課題となっているイスラム教徒ロヒンギャの問題を ASEAN の文脈に沿った「保護する責任」の具体的な実践事例を分析している。まず、内政不干涉原則を尊重したインドネシアの外交努力に注目する。実際に同国の取り組みはミャンマーに受け入れられ、さらに ASEAN の取り組みとしても前進させたことを指摘する。すなわち、ロヒンギャ問題を協議する ASEAN 外相会議の開催と、ASEAN 防災人道支援調整センターを

通じた人道支援の実施を促したのである。

次に、インドネシアの「建設的関与」政策を促した要因を同国の内政と外交の相互関連に着目して2つの要因から分析する。第1の要因は、民主主義国家として人権や「保護する責任」といった国際規範（規範的概念）の履行を重視する一方で、インドネシアの国際的な存在感を高めようとする政治的意図を指摘する。第2の要因は、同国の国内事情から広範なムスリム層の支持獲得と、イスラム急進派の活動に対抗する現政権の政治的意図が背景にあったと指摘する。

第1部の考察と第2部の検証の結果を踏まえて、本論文の総括と今後の課題からなる終章で括っている。本論文の目的である東南アジアの文脈に沿った「保護する責任」規範の現地化の進展が、国際社会全体が抱える「国家主権と人権の相克」を乗り越えるうえで必要な事例であると述べる。その上で、改めて本論文の考察を通して導き出される「保護する責任」の意義、課題、可能性について論じる。また、今後の課題として大きく3点を述べる。第1に本論文はASEANの「保護する責任」規範の展開に注目して論じたが、ASEANを取り巻く大国の影響や多国間の取り組みなどの関連事項に対する分析と考察が不十分であったこと。第2に上記と関連し、東アジアやアジア太平洋地域を包含する分析が不足していたこと。第3に東南アジアと他地域との2つ以上の比較研究をすることで、東南アジア地域の客観的な問題点がより鮮明にできたのではないかと述べている。

#### IV. 公聴会でのコメント・質疑と応答

公聴会は2019年1月12日（土曜日）、14時から15時半まで実施。

- (1) タイトルの主題と副題を逆にした方が良かったのではないか。  
○「保護する責任」を第一に考え、その事例として東南アジアでの「現地化」を考察したかった。また、予防を中心に据え、東南アジアでの「保護する責任」規範の展開を論じる章立てをとった。「予防」が第一義的課題であるという意識から「大量虐殺の予防に関する研究」を主タイトルにした。
- (2) リサーチ・クエッションをもっと論文で明示するべきではなかったのか。  
○リサーチクエスチョンおよび仮説の明示を明確にするべきであった。本日の公聴会資料では三つのリサーチクエッションを明確にさせてもらった。今後、書籍化の機会があればリサーチクエッションを含めて加筆修正したい。また、本論文の中身との関連性においても改めて精査して、これについても出版の機会に修正したい。
- (3) 論文の分析枠組みとしてコンストラクティビズムを中心に据えているが、

もっとグローバル・ガバナンスの考え方を前面に出しても良かったのではないか。

○東南アジアにおける「保護する責任」規範の展開を論じる上で、地域機構としての ASEAN、ASEAN 加盟国政府、市民社会や NGO の三つの行為主体を対象にそれらの動態を分析してきた。それを前提に、国家間で何らかのレジームを形成するプロセスの中に、非国家アクターが提言を行うなどして関わっていくことでグローバル・ガバナンスの視点から論じられたと理解している。換言すれば、履行主体である ASEAN や各国政府に対して、説得や提言を行うアクターとして非国家アクター（市民社会組織）が登場しており、そこには相互作用がみられる。ご指摘の通り、グローバル・ガバナンスの視点から論じられると理解しているので、今後ぜひ論文に積極的に同概念を反映させたい。

(4) 「保護する責任」における第 3 の柱で、国際政治が軍事介入に「注目しすぎである」という点を強調しすぎると、「規範の伝播」が形骸化してしまわないか。

○まず、先行研究のどちらの系譜においても軍事介入にばかり目が向けられていたので、それ以外に目を向けることにこだわった。次に、国際規範の伝播の過程に関する研究では、規範が広がっていくプロセスばかりに目が向けられてきた。しかし他方で、先行研究では規範が広がった結果、実践がどう変わっていったかという点に関して十分に論じられていない。また、規範伝播に関する研究では、それを別の問題として扱われてきた傾向がある。もし規範伝播が実践に結び付いてないのであれば、伝播のプロセスに問題があるのではないかという問題意識を持った。したがって、単に規範が広がるプロセスだけを論じるのではなく、実際の実践がどう進むのかまで論じたかった。それゆえ、①実践に関する研究、②規範伝播に関する研究の 2 つの系譜の橋渡しとして、両面から分析を行う研究を目指すことが本研究の位置づけと考えた。

(5) 規範の「現地化」を重視しているが、むしろ「現地化」ではなくローカリゼーション（地域化）で捉えるべきではなかったのか。

○「現地化」に関して、対応する英語は Norm Localization である。アミタフ・アチャリアの説を使うと、これはとても広い概念で、何でもありになってしまう欠点もある。規範の履行者として市民社会を位置付けているわけではなく、あくまでも規範起業家として位置付けている。規範を修正し、受け入れるように、履行者に対して働きかけるところに非国家アクターの役割があると考え。他方で、「保護する責任」の履行者は国家や地域機構であるが、市民社会の中にも予防を実践しているアクターも存在する。したがって、市民社会も「大量虐殺の予防」における履行者になる可能性がある。しかし、東

南アジアの事例においては、非国家アクターは基本的に履行者に働きかけを行うアクターとして論じている。その意味で、本論文では、規範の履行主体ではなく、規範起業家でしかない。この点を踏まえて、面としての「地域化」ではなく、「現地化」という考え方を採用した。

(6) アミタフ・アチャリアの示した表における“Universalization”が含意する中身はなにか。

○11 頁表2は執筆者のオリジナルではなく、アチャリアの表の翻訳である。Universalizationを普遍化と訳した。アチャリアが何をもって普遍化としているのかははっきりと述べていない。アチャリアの「人道的介入」概念の現地化に関する事例研究では、ASEANが固執する内政不干涉原則という規範に多少の緩和が行われる可能性を指摘している。「保護する責任」に関して東南アジアではまだそこまで議論が進んでいないが、「保護する責任」登場時には軍事介入を拘束する具体的な基準を作ろうとする動きがあった。これは否決されたが、その後またブラジルから基準化を推す動きがあり、中国のシンクタンクも同様の主張をしている。欧米主導の規範が広がっていく中、議論が活発化され、非欧米アクターからの反論で修正を促していく動きもみられる。東南アジアの議論は第1、第2の柱を特化していこうとするもので、それを他地域に輸出していくことは非欧米世界に一定の支持を得られていくものと考えられる。

(7) 「規範の現地化」の最終段階にあたる「拡大と普遍化」とは何か。このモデルがどの地域で当てはまるのかという議論はかえって面白くなるのではないかと。そうではなくて、問題提起と議論をする中で、地域間で関心の共有が見られたり、もみあうことができたりするのではないかと。こうした点を今後の地域間の比較でやっていけば良いのではないかと。要するに、それぞれの地域を個々にみていくのではなく、地域間のインターフェースを探ることが今後の研究の課題ではないかと。

○執筆準備段階で指導教授から東南アジアとアフリカの比較をしてはどうかという案をいただいたが、アフリカに関して範囲を広げることは時間的制約から不可能であった。しかし、今後は地域横断型の共同研究を利用して積極的に比較研究を視野に入れ本研究を進めたい。

(8) 2章69頁に、マイケル・ウォルツァーの主張が紹介されているが、この説明が不十分ではないかと。

○主張の整理をして、改めて見直したうえで必要な修正を行いたい。

## V. 本論文の評価と審査結果

本論文は東南アジア地域における「保護する責任」の展開を十分に整理され

ている。本論文執筆に至るこれまで研究会や学会などで積極的な研究報告を行ったり、また論文投稿を行ったりして、業績を積み上げてきた努力を高く評価する。また、東南アジア地域における地域機構としての ASEAN と ASEAN 各国政府における「保護する責任」の関係性についてもよく整理がなされていた。

中間報告会では、特に第 2 章の理論的な部分に関して欠如していた視点を指摘されたが、その点に関しても、短い修正期間であったにも関わらず大幅な向上が見られた。また、2005 年に国連総会サミットでコンセンサスを持って採択された「保護する責任」規範であるが、それ以降 2009 年までの先行研究の不備を、検証を挙げながら補う一方で、同研究のフォローアップが行われている。

さらに、東南アジアから発せられる「保護する責任」の受容とインプリケーションが「保護する責任をめぐるグローバル・ガバナンス」の今後の発展性、可能性において果たしうる意義や役割について論じている。そして、それを踏まえて第 2 の柱の実践を拡充していけば、いわゆる 4 つの罪を中心とする大量虐殺をどう予防するかのだけでなく、もしかすればより広義の人権や平和に関連するグローバル・ガバナンスの発展につながっていく可能性を示唆するような、中身のある意義の深い論文になったと評価される。審査委員一同、これらの点を高く評価した。

なお、今後の課題としては、質疑応答でコメントされたように、非国家アクターの役割を、地域機構としての ASEAN と ASEAN 各国政府の役割とともに論じることと、それを前提にコンストラクティビズムとともにグローバル・ガバナンスの枠組みをもっと鮮明に出すべきであろう。また、東南アジア地域では第 1 と第 2 の柱を中心に「保護する責任」規範の発展が「現地化」という枠組みで論じているが、やはり第 3 の柱に含まれる軍事介入の視角が国際政治で議論になっている点を鑑みると、アフリカや中東地域での同規範の展開との比較が必要であろう。

以下、社会科学研究所の「博士学位論文の審査基準」に従った本論文の評価を簡潔に述べる。

#### (1) 着眼点、方法、内容、結論等におけるアイデア、独創性

内政不干渉原則に基づく国家主権と、人権という国際秩序の基盤を構成する概念の相克に着眼して、「保護する責任」概念の誕生と変遷を論じ点に独創性がある。研究方法としては、「保護する責任」概念と誕生を「介入と国家主権に関する国際委員会 (ICISS)」報告書をはじめとする重要な国連文章を丹念に分析し、かつ東南アジア地域、および ASEAN で「保護する責任」規範を主導する指導者、NGO 等への積極的な聞き取り調査も行って、本論文の奥行きを高めている。結論においても「保護する責任」規範の「現地化」とい

う枠組みを導入することで一定の説得力を持って国家主権の強固な地域での規範の伝播を論じた点を評価できよう。

(2) 論文のテーマ設定の妥当性、重要性

「主権国家と人権の相克」という国際関係論が直面する大きな課題のなかで、いかに無辜の人々の人権を護るのか。その問題意識のもと「大量虐殺の予防に関する研究」をテーマに据えている。国家主権の強い国が多い東南アジア地域を事例にして論じている点で、主題と副題の比重に関する指摘もあったが、テーマ設定の妥当性と重要性は高い。

(3) テーマに応じた論文の構成の妥当性

序章の問題背景を前提に、第1部では2章構成で、「保護する責任」概念の発展と問題と課題を論じ、次の第2部では東南アジアにおける「保護する責任」規範の現地化に関連する現象を検証すると同時に、大量虐殺の予防に向けた課題を考察している。その点で、論文構成も妥当と考える。

(4) 先行研究のサーベイをふまえた専門分野における貢献度

審査委員会でも丹念な先行研究分析に対する高い評価を得た。本論文では従前の「保護する責任」規範における第3の柱である軍事介入に焦点を当てすぎている点を明確にし、西欧に淵源する概念をいかに非西欧社会で適応可能か、あるいは受容できるのかを東南アジア地域を事例に分析している点で、「保護する責任」などの規範研究者への貢献は大きいものとする。

(5) データや資料に裏付けられた実証性

すでに述べたが、国連文章やASEAN文章などを丹念に読み込む一方で、現地での聞き取り調査、シンクタンクやNGOが出している報告書など多くのデータと資料を利用する実証的な論文である。

(6) 論旨展開における論証力、説得力

「大量虐殺の予防に関する研究」として、さまざまなデータや資料を利用する一方で、第1部と第2部に分けて同研究の理論的考察を含む実証的研究を行っている点で、論証力と説得力を備えた論文といえる。

(7) 専門用語や概念の使い方における正確さ、妥当性、充分性

コンストラクティビズム、グローバル・ガバナンスをはじめ、リアリズム、リベラリズム、英国学派など国際関係の諸理論を多用する一方で、国際機構論や東南アジア地域研究での成果を正確に妥当に利用し、学術論文の質を高めている。

(8) 引用の仕方、注の付け方、資料の利用の仕方、文献リストの作り方における正確さ、妥当性、充分性

適宜ふさわしい引用、注、資料の利用を行っている。文献リストも日本語文献、外国語文献、ASEAN刊行物・関連文章、ASEAN各国政府関連文章、国



連文章・刊行物、市民社会組織・NGO等の刊行物・報告書、新聞・オンラインジャーナル、ウェブサイトにもきちんと分類されており、類似の研究を行っている研究者にも有益な博士論文といえる。

(9) 社会科学研究科の独自性から要請される学際性、実践性

国際関係論、国際機構論、東南アジア地域研究などの成果を利用した学際的な研究であり、現地での聞き取り調査も行うなどの実践性も備わった博士論文といえる。

(10) 論文全体としての卓越性

すでに述べたように、「国家主権と人権の相克」という現代社会が直面している紛争等による大量虐殺をいかに予防するのかという明確な問題意識を一貫して論文に反映させている。その上で、西欧に淵源する「保護する責任」規範をどのように非西欧世界に伝播拡散するのか。つまり、非西欧世界の東南アジア地域での実情を踏まえて論じ、「規範の現地化」という ASEAN の文脈でその可能性を明らかにした点などが本論文の卓越性といえる。

**【審査委員会の結論】**

以上の所見と評価、公聴会での質疑応答に鑑みて、本論文審査委員は全員一致で本論文が「博士（社会科学）」の学位を受けるに値するものと認め、ここに推薦するしだいである。

2019年1月12日

審査委員

主査	早稲田大学教授	山田 満	博士（政治学）（神戸大学）
副査	早稲田大学教授	多賀秀敏	
副査	早稲田大学准教授	奥迫 元	博士（政治学）（早稲田大学）
副査	法政大学教授	本多美樹	博士（学術）（早稲田大学）